

社会インフラ政策

概況

I 東日本大震災関連

1. 東日本大震災は、市民生活に関わるものと、社会インフラや公共施設に関わるもの、企業活動に関わるものなどの全てに甚大な影響を及ぼした。内閣府の試算では直接的被害総額は16～25兆円（原発事故や風評被害、計画停電等の経済への影響を含めず）とされ、復旧・復興には相当の時間と費用がかかると想定されている。
2. 連合は、被災地については、生活基盤の一切切が、倒壊し、焼失し、流出していることから、単なる復旧ではなく復興・再生をめざすべきと考える。その意味で、復興は、日本の新しい国づくりの契機として、10年後を見据えたグランドデザインをつくるべきである。また、広域に及んでいることから、単独の自治体での復旧・復興は為しえず、国・県が主導的役割を果たすべきと考える。

3. 神奈川県関連

- (1) 神奈川県では、地震被害軽減のため、11日に県民への呼びかけを行い、外出の自粛や、増加している帰宅困難者の二次災害防止のために、職場・学校に留まることと避難所開設状況を周知した。なお、帰宅困難者避難所としては、県所轄の5施設が提供された。
- (2) 地震の影響で、横浜市内などで、液状化により建物・道路等に被害が発生しており、安全防災局および、県土整備局が連携して液状化対策県等PTチームを設置し、技術的な調査、検討を行うこととしている。また、津波対策として、新たに検討部会を設置し、技術的見地から再検討を行うこととしている。

II その他

国土開発にあたっては、全国一律の基準ではなく、地域ごとの特性が反映された、全ての生活者にとって暮らしやすい都市計画・まちづくりが求められている。現在、国の社会資本整備審議会と交通政策審議会に、インフラ整備の方向性や政策目標を定める「社会資本整備重点計画」の見直しが諮問されており、早ければ2011年夏にも新たな重点計画が閣議決定される予定となっている。

要求と提言の骨子

1. 都市計画の整備にあたっては、都市の再構築との立場に立って都市生活・都市活動を支える総合的な整備を行うこと。
2. まちづくりにあたっては、計画策定の段階から情報を公開し、住民主体に基づき、行政・住民が一体となったまちづくりを進めること。
3. 勤労者が適正な負担で、ゆとりある良質で安全な住宅を入手できるよう総合的な住宅政策を推進するとともに、将来とも安心して住み続けられる住宅対策を進めること。
4. 大規模災害に備え、地震をはじめとする積極的な防災対策を推進すること。
5. 社会資本整備については、建設後の年数、維持管理の状況、将来的な補修・改良の必要性の観点から、安全確保と長寿命化対策を行うこと。
6. 総合的な交通政策を進め、安全・サービスの向上、高齢者・身障者等が利用しやすい交通体系を早期に確立すること。

1. 市民・市町村が主体のまちづくり

【要求と提言】

1. 都市計画の策定等にあたっては、「参加・公開・共生」を原則に、住民参加と、住民の理解の上に立って策定すること。
まちづくりにあたっては、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象対策の観点も含めて、緑化や公園の整備を重視し、みどり豊かな都市づくりを行うこと。
2. 活力ある都市整備に向けて、都市機能の集積・再配置、都心環状道路等の交通基盤施設の整備、都心住宅の整備、街路、公園、下水道等の都市基盤の整備、公益施設の街なか立地等を促進するため、計画・事業制度の充実により、都市機能を集積・再配置して都市を積極的に造り変える「ダイナミックな都市計画」への転換を図ること。
3. 都市整備の再構築にあたっては、その前提となる安全・防災等の確保という観点から、防災公園等の避難地・避難路の整備や建築物の不燃化、下水道の増強・耐震化など既存ストックの再構築、密集市街地の都市防災構造化を推進すること。
4. 都市計画と産業政策はそれぞれ十分な連携を図り、用途純化を基調とした土地利用政策から、産業の業態変化を踏まえた混合論（ミックス・ユース）の考え方に基づいて職・住・遊一体のまちづくりを進めていくこと。また、臨海部などの遊休地において、科学技術の産業化や環境調和型都市づくりなどをテーマとする社会実験を行いつつ、暫定利用から恒久利用への漸進的な土地利用転換を促進すること。
5. 橋、道路、水道など社会的インフラの維持・補修は、緊急性と必要性の視点を持って、その公共性・社会性を重視して優先順位をつけた整備を進めること。
6. 住生活基本計画の見直しにあたっては、地域住民や労働者代表が参画し、意見反映が行える体制とすること。

2. 人に優しいまちづくり

【要求と提言】

1. 「まちづくり」推進にあたっては、住民の意志を反映した総合的なまちづくりとすため県民（市民）の参画を図ること。
 - (1) 地域住民による「まちづくり団体」の結成を促進し、基礎自治体との連携及び協力・支援を図ること。
 - (2) 市民参加の「まちづくり協議会」の結成又は運営の強化を図ること。
2. 都市マスタープラン、地区マスタープランに沿って計画的、重点的事業計画を推進すること。マスタープラン未策定の市町村、地区については策定を急ぐこと。
3. 「まちづくり」にあたっては、ユニバーサルデザインに基づき、防災、環境、公園・緑地等、景観、交通、バリアフリー、働く場の創出、文化、安心と安全を基本として、次により取り組みを進めること。
 - (1) すべての生活者が快適に暮らすことができる、ユニバーサルデザイン（言語・老若男女・能力・障がいの如何を問わずに利用できる施設・製品・情報による設計）に基づいたまちづくりを進めること。
 - (2) 高齢者などの生活弱者が安心して暮らせるよう、病院、教育、医療、行政サービス、生活必需品の購入などの機能を集約した効率的なまちづくり（コンパクトシティ）を推進すること。

- (3) 公園や農地、空地に保全された自然環境が防災に果たす役割を重視し、防災対策を図る中で、災害に強いまちづくりを進めること。
- (4) 景観・ライフラインを守るという観点からも、電気、電話、上下水道等の地下化・共同溝の設置を積極的に進めること。
- (5) 「まちなみ景観」を重視するとともに、都市アメニティ施策を進めること。基礎自治体にあっては、景観行政団体への県の同意をうけること。
- (6) 都市計画の策定にあたっては、バリアフリーなまちづくりを進めること。その場合、次の事項を基本にすること。
 - ①バリアフリー化にあたっては、公共施設のみならず、不特定多数の人が利用する半公共的・商業的施設・設備についてもバリアフリー化を推進すること。また、既設の施設についても、バリアフリーマップの随時改定およびチェックを行い、対策が必要な場合は、順次施設改善を図ること。
 - ②障がい者、高齢者向け住宅確保と施設改善（バリアフリー化）を進めること。公共的住宅の障がい者・高齢者の供給枠の拡大を図ること。また、ケア付き住宅、バリアフリー住宅の供給を行うこと。
 - ③改善施策を行う民間施設については、税制優遇措置を講じること。
 - ④歩道の傾斜の改善など、安全で人間優先のまちづくりに向けて強化を行うこと。
4. 介助犬、聴導犬、盲導犬の社会的地位を保障し、使用者の社会活動を保障するための施策を進めること。具体的には公的施設、不特定多数が利用する民間施設の受け入れ、住民の理解などを拡大すること。
5. 県民のゆとり豊かさを確保し、社会の健全な発展を図るといったワーク・ライフ・バランスの観点から元日の休業化（国民生活に欠かせない分野を除く）に向け県民の理解の促進と企業への働きかけを図ること。

3. 中心市街地の空洞化対策の推進

【要求と提言】

中心市街地の空洞化が進み、都市機能の低下が問題になっている。都市計画に基づく対策や中心市街地の活性化の推進など、次の事項を考慮しながら、都市整備のための効果的な対策を講じること。

1. 中心市街地の空洞化に対しては、「既成市街地の再構築」を推進し、活力ある中心市街地の整備を進めること。
 - (1) 空洞化が深刻な問題となっている中心市街地や商店街の活性化について、事業者や病院、学校などの多様な担い手と連携し、具体的支援策を推進すること。
 - (2) 地域単位での人的支援・協力体制の構築に向け、その推進主体として期待の高まっているNPOを地方自治体・民間企業に続くまちづくりの第3機関として認知し、連携を図ること。
2. 大型店の立地の可否の決定にあたっては、個性豊かな消費生活の実現と地域社会の融合を目指し、地元住民の意見を十分踏まえ、周辺の生活道路への影響や環境問題の調整を行い、立地調整を図ること。

4. 住宅政策の総合的な推進

【要求と提言】

1. 勤労者が適正な負担で、良質な住宅を手に入れることができる次の政策を推進すること。
 - (1) 国の住宅と住宅資金の公的直接供給から、市場の活用と住宅ストックの活用という流れ、並びに住民の住宅ニーズの変化を踏まえ、総合的な住宅政策を強化・推進すること。そのため、住宅政策についてのマスタープランを作成・拡充し、公営住宅の拡大・建て替え、低廉・良質な民間住宅の供給を促進すること。
 - (2) 安定的な宅地供給のため土地の監視区域を継続すると共に、安価で安定的な宅地の供給に向けて、国・県・市を含む行政機関、民間事業者で総合的施策により都市部における勤労者・住民のための施策を強化すること。
2. 高齢者、障がい者、失職者など住宅困窮者が安心して住める住宅政策の強化を図ること。
 - (1) 既存公的住宅を整備し、高齢者の優良賃貸住宅、良質なファミリー住宅として有効活用を図ること。
 - (2) 一人暮らしに適切な規模で高齢者・障がい者に配慮した設備を有する住宅の供給を推進すること。
 - (3) 既設公的住宅の建て替えにあたっては、家賃の実質値上げにならないようにすること。
 - (4) 高齢者・身体障がい者世帯への対応を図る個人住宅の建て替えについては、資金的補助を行うこと。また、施設改善への補助を拡充すること。
 - (5) 民間の賃貸住宅を活用した高齢者向け特定借り上げ制度を導入すること。また、障がい者のグループホームへの支援を強化すること。
 - (6) シルバーハウジング・プロジェクト(高齢者世話付住宅)については、公営住宅の低層階を改築するなどの施策により、整備・増築を行うこと。
 - (7) 失職者、低所得者や高齢者、子育て世代などの住宅の確保を必要とする世帯に対する公的賃貸住宅の供給を拡大・強化すること。
3. 倒産やリストラ等により労働者が離職・転職等を余儀なくされ、住宅ローンの返済が困難になった場合、生活を支援する「特別救済制度」を設置すること。
4. リサイクルの容易な自然建材の採用、省エネ住宅など環境にやさしい家づくりへの啓発、誘導策を進めること。
5. 高齢化が一挙に進んだ集合団地の再生に関して、一部でNPOで再生の試みが見られる。まちづくりの観点から行政の立場からも「団地再生」の機運の醸成や必要な支援を行うこと。
6. ホームレス等の安定した居住場所のない生活弱者に対して、公営住宅への入居支援策を推進すること。また、支援施設等が未設置の自治体はその対策を講じること。

5. 安全・安心の防犯対策の推進

【要求・提言】

1. 県下の犯罪検挙率を向上させるため次の施策を推進すること。
 - (1) 警察署を県内の市町村単位に設置すること。

- (2) 県下の犯罪検挙率を向上させるため、管轄エリアの人口の増減や取り扱い件数などに対応して、交番の数を増やすと共に、交番相談員等の増員するなど、警察官の数を増やし、常駐体制100%を確保すること。
- (3) 多様な犯罪に対応するため、即応できる体制を構築すること。
2. 犯罪が起こらない、起こりにくいまちづくりが重要であるが、この立場に立って、次の施策を推進すること。
 - (1) 発生主義から未然防止主義に転換した施策を推進すること。
 - (2) 市町村は、「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に沿って「犯罪に遭わない・許さない」意識啓発、「犯罪を起こさせない」生活環境整備、「犯罪から守る」ネットワークづくりの取り組みを推進すること。または、独自の条例づくりを行うこと。その際、建物を造る際には、必ず所轄の警察と連携するなど「まちづくり」の企画・設計の段階から犯罪を未然に防止することを前提としたものとする。
 - (3) 「振り込め詐欺」防止に向けた啓発を強化すること。
 - (4) 子どもを狙った犯罪や、思わぬ事故に巻き込まれるといった事件・事故を防止するため、警察と自治体が一体となった防犯体制の強化を行うこと。

6. 地震防災をはじめとする防災対策の推進

【要求・提言】

1. 軟弱な地盤や急傾斜地、浸水被害が予想される低地等災害に弱い地域、火災被害増大地域について、災害時の被害予測を地図上で明らかにすること。

特に、震災に関するわかりやすいハザードマップづくりを進めること。
2. 地域防災対策を強化すること。
 - (1) 自主防災を重視し、家庭からの防災知識を深め、防災対策を進めること。そのため、災害への心構え、身近な防災対策、避難など防災意識の啓発を強化すること。また、地域（自治会など）での訓練や連絡・連携体制整備などの防災対策を進めること。
 - (2) 自主防災組織、ボランティア団体等の結成、活動に対する助成等の環境整備を行うこと。また、行政、企業、市民（自治会・ボランティア等）の連携を強め、災害情報ネットワークの整備を図ると共に、防災ボランティアネットワークを構築し、相互の役割分担を明確にする中で、地域防災計画づくり、防災生活圏づくりを進めること。

さらに、首都圏自治体や静岡県・山梨県などとの広域協力関係を強化すること。
 - (3) 消防団、水防団、及び消防職員について、施設・設備の充実強化、処遇の改善や人材確保等の対策を講じること。
 - (4) 企業の防災対策にあたっては、防災対策に関するガイドライン・マニュアルの作成などについて指導を強化すると共に、防災対策に関わる税制面での支援措置・保険の活用などを積極的に推進すること。
 - (5) 小（中）学校単位を中心にした避難・備蓄の防災対策を強化すること。

そのため、アパート・マンション等の転居者でもよく分かるような防災避難場所等の周知徹底を図ること。
 - (6) 居住者の速やかな安否確認を図るため、配達や集金・検診などの業務に携わる人のネットワークづくりを行うこと。
 - (7) 高齢者、子ども、障がい者、外国人など、災害弱者に対する周辺企業・地域住民のボランティア協力体制を構築し、地域全体での安全確保を進めること。

また、プライバシー保護に配慮しつつ、本人の同意を得ながら災害時の要援護者の

- 事前登録リストの作成、避難支援プランづくりなどを行うこと。
- (8) 大規模災害に備え、自治体は企業や各団体と連携し、災害に直面した住民等対策の強化、地域での防災訓練（住宅地・交通機関とその周辺）や勉強会を行うこと。また、連合等が呼びかけている帰宅困難者対応訓練に積極的に協力すること。
 - (9) 県・市町村の急傾斜地対策事業、個人が行う事業補助について要件緩和を含めた見直しを行うこと。
 - (10) 一義的には命、怪我から自らを守ることの重要性から家具等転倒・落下対策の促進を図ること。
 - (11) 地域全体で災害弱者の安全確保に取り組めるよう、災害弱者対策を早急に進めること。
3. 備蓄、耐震点検等の対策については、次のことに留意すること。
- (1) 自治体の防災計画・施設の点検・対策状況や備蓄の状況などの広報、および情報公開を図ること。
 - (2) 災害時に必要な生活物資がより有効に利用されるよう、県・市が地域の小売店と協定している生活物資の供給システムが有効に機能するようチェックを強化し、その対策工事に援助すること。
 - (3) 「改正耐震改修促進法」において、「2015年までに建築物の耐震化率を少なくとも90%に引き上げる」とした目標達成に向け、公共施設（学校、病院含む）における実効ある耐震改修を行うこと。また、県民・市民に分かりやすく耐震化の進展状況を伝えること。
 - (4) ライフラインや建築物の再点検にあたっては、基準に則った正しい施工がなされているか厳密にチェックし、必要であれば請負業者に再工事をさせる等の指導を徹底すること。
 - (5) 県及び各市町村は、従来の備蓄品だけでなく、市民が生活するうえで簡易トイレ等最低限の施設を確保すること（広域避難所への計画的配備等）。
 - (6) 行政が行う耐震診断利用が低いことから、活用の拡大に努めること。
4. 京浜臨海部の防災、災害対策を強化すること。災害に強い工業地帯とするよう行政・企業との連携強化と対策を強めること。また、船舶による緊急避難対策、消火、物資支援（輸送）などの防災・復旧対策を進めること。
5. 海洋事故、油濁事故防止のため総トン数3000トンの以下の外国船においてもタグボート使用、パイロット乗船を行うよう強力的に指導すること。（横浜市）
6. 九都県市首脳会議などで、広域防災の連携策の強化を図ること。

7. 関係機関の連携強化による原子力防災

※ 今後の国の防災対策等を注視し、改めて検討することとし、今年度は論議を行わなかったため据え置き

【要求と提言】

1. 原子力防災については、国、企業、自治体の防災に関する連携体制を強化するとともに、原子力災害対策特別措置法にもとづく災害対策本部、オフサイトセンター連携強化と、警察、消防、病院などの対応機能などの対応策を強化すること。また、それぞれの対策の迅速な対応について検討を進めること。
2. 放射性物質事故対策については、原子力災害対策特別措置法の制定により充実、強化

されたところであるが、さらに一層安全性を確保するため、次の措置を講じること。

- (1) 放射性物質輸送中の事故に備えるため、国が入手した輸送情報を事前に県及び消防機関に提供すること。
 - (2) 原子力災害対策特別措置法の適用除外となっている原子力事業所に対しても、適用事業所に準じた安全確保対策を講じること。
3. 原子力艦船入港に関し、従前にも増した監視態勢で対応すること。また、万が一の災害対策や住民の災害訓練対策を進めること。

8. 安全・利便、高齢者・身障者等が利用しやすい交通政策

【要求と提言】

1. 安全と利便性向上、高齢者・身障者が利用しやすい交通を基本にした総合交通体系を確立し、その推進を図ること。
 - (1) 総合交通体系の確立に当たっては、公共交通機関優先とすること。
 - (2) 道路交通網整備については、自然環境、市民生活優先の立場に立って、都市計画と一体のものとして進めること。
 - (3) 全ての自治体は、交通バリアフリー法に基づいて、重点的に整備する地区を定めて、公共施設、旅客施設、道路整備の基本構想の作成を急ぐこと。策定した基本構想については、住民、公共交通事業者、道路管理者、及び公安委員会の参加のもとに取り組みを推進すること。また、重点整備地区の拡大を進めること。
 - (4) 交通政策を推進するに当たっては、総合的・一元的な体制を確立すること。ハード・ソフトの両面にわたり、公的セクターと民間事業者の役割調整と連携を強化すること。また、鉄道駅へのエレベーター設置、転落防止柵の設置、ノンステップバスの普及など交通機関のバリアフリー化に引き続き積極的に取り組むこと。
2. 鉄道（地下鉄）、バスなど公共交通機関を軸とした交通体系の整備を行うこと。また、地域事情に応じた交通網やソフトの充実を図ること。
 - (1) バス利用促進のための道路確保および駅前広場の整備、パークアンドライド用駐車場の整備、バスレーン違反車両の排除、バス優先信号制御など、公共輸送優先システムを充実させること。また、ナローエリアの循環型小型バスの運行と、目的地までの乗り換え自由なシステムの導入を図ること。
 - (2) 満員時の乗客のあふれ対策や、ホームからの転落防止策など、鉄道施設内の安全対策を強化すること。
 - (3) 排出ガスの抑制や道路渋滞の解消のため、トラックによる貨物輸送を内航船舶、鉄道など大量一括輸送への切り替え（モーダルシフト）を推進すること。
3. 駐車・駐輪対策を強化すること。
 - (1) 駐車・駐輪場を整備・拡充すること。
 - ① 駅周辺に公共の駐車場・駐輪場を整備し、混雑緩和を図ること。
 - ② 朝夕限定の駐車禁止区域を増設すること。
 - ③ 駐車場の表示を設置し、駐車場、パーキングメーターなどの整備・増加を図ること。
 - (2) 違法駐車車両や放置自転車の取り締まりを強化するとともに、利用者のマナー教育を徹底すること。また、特に移動障壁となっている点字ブロック上の駐輪・駐車は重大な違反行為として対処すること。

4. 貨物専用パーキングや荷捌きスペースなどのインフラ整備を推進すること。新築等の建築物に対して、荷捌き駐車場の設置を義務付けているところもあるが、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、集配車両に対しては、自治会・商店会等の地域の理解・協力を得る中で、具体的緩和地域を選定し、適用除外を交通管理責任者に求めること。
5. トラック運送業者の中には、法律の精神を無視したり、過酷な労働条件の強要、安全面に大いなる不安があるものが多いことから、チェックの強化を行うこと。
 - (1) 社会保険・労働保険の未加入事業所、及び脱退事業所への対策を図ること。
 - (2) 改正貨物自動車運送事業法に基づき適正化事業実施機関が行う安全性評価事業により安全性優良事業所として認定されていることを入札の際の要件とすること。
6. 道路交通法の改正による「駐車違反における警察事務の民間委託」が実施された。引越し・宅配・一般貨物の集荷・配達を公道上で行わざるを得ない営業用車両については、トラックベイや貨物専用パーキング設置など環境整備が整うまで一定の配慮を行うこと。また、介護など生活・命に直結する場合の駐車についても取り締まり優先だけが先行しないよう配慮すること。
7. 交通に関する規制緩和にあたっては、次により対応すること。
 - (1) ハイヤー・タクシーに関して次の措置をとること。
 - ① 利便性確保や駅周辺の混雑緩和の立場から最終バス後のバス停をタクシー乗り場に開放すること。当面、横浜駅西口をモデル地区として設定して取り組みを進めること。
 - ② ハイタクの新規参入や営業区域拡大、増車届けに対しては、特定特別監視地域の指定等に基づき、厳正な審査を行うこと。また、新たな運賃認可にあたっては「不当運賃の排除」と「適正な人件費の反映」が履行できるよう関係機関に働きかけること。
 - (2) バス、タクシー輸送部門の規制緩和について、下記の取り組みを図るよう関係機関に働きかけること。
 - ① 貸切バス、タクシーに関する需給調整撤廃、運賃の多様化は、安全輸送と適性運営の見地から検討すること。
 - ② 路線バスに関する需給調整規制撤廃については、不採算路線の切り捨て、交通弱者へのサービス、安全輸送の低下を招かぬよう検討すること。
 - (3) 都市・観光地の主要駅付近に、団体観光バスの乗降・待機場所を設けるとともに、観光地・公営駐車場を営業車優先とすること。
 - (4) 白ナンバーバス・レンタカーによる営業類似行為を防止するため、監視・取り締まり体制を強化すること。
8. 地域において生活交通確保のための具体策を協議する、「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」に交通運輸労働者の代表を参加させること。
9. 県として、2000年1月27日、運輸政策審議会第18号答申「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備について」に示された整備計画の早期実現に向けた取り組みと助成を行うこと。答申された具体的路線（神奈川県関係）…横浜3号線の延伸、横浜環状鉄道の新設、相模鉄道いずみ野線の延伸、神奈川東部方面線の新設、川崎縦貫高速鉄道の新設、京浜急行電鉄久里浜線の延伸、東海道貨物支線の旅客化等及び川崎アプローチ線の新設を進めること。
10. 2025年営業開始予定のリニア中央新幹線の相模原駅誘致を、継続して推進していくこと。また、新駅設置についての財政負担については引き続き関係機関に働きかけること。

11. 県内高速道路無料化の社会実験路線（新湘南バイパス、西湘バイパス、箱根新道）について、地域経済への効果や他交通機関への影響などの結果を踏まえ、地域住民も交えて検討すること。
12. 信号機を分かりやすく総番号制にすることにより、迅速に事故や災害時に通報を行えるようにすること。

9. 情報通信政策

【要求と提言】

1. ICTを利活用し、行政サービスの効率化を推進すること。またその際は、①プライバシー保護、②情報リテラシーの推進、③デジタルディバイド対策も併せて措置すること。（行財政政策再掲）

10. 「災害復興・再生」・「神奈川県防災対策の見直し・強化」政策

【要求と提言】

1. 東日本大震災の経験に基づき、各自治体の防災計画の見直しを行うとともに、新たなハザードマップの作成・公表、地域住民への緊急情報システムを確立すること。
2. 電気・ガス・通信・水道などのライフライン、そして学校・病院・橋梁・港湾・空港などの施設・設備を改めて点検・整備し、被害の拡大の防止を図ること。
3. 行政機関が災害時に有効に機能するために庁舎の耐震化を推進し、一時的な避難場所とするとともに防災拠点としての機能が発揮できるよう整備すること。
4. 高齢者、障がい者などの災害弱者への自治体自身の役割強化と基礎的な啓発活動の強化。
5. 災害時における遠距離帰宅者の支援体制を強化すること。
6. 災害時における自治体の初動情報提供体制を改めて整備すること。
7. 県内に避難している被災者に対する、相談体制の強化と、住居・就職・保健・学校など生活の安定にむけた取り組みを強化すること。また、県民の協力体制を構築すること。